

土木森林環境委員会会議録

日時 平成19年12月14日(金) 開会時間 午前10時05分
閉会時間 午後3時20分

場所 第4委員会室

委員出席者 委員長 保延 実
副委員長 山下 政樹
委員 前島 茂松 清水 武則 望月 勝 竹越 久高
鷹野 一雄 武川 勉 土橋 亨

委員欠席者 な し

説明のため出席した者

森林環境部長 今村 修 林務長 若林 一明 森林環境部理事 入倉 基公
森林環境部次長 橋田 和正 森林環境部次長 土屋 正文
森林環境部技監 河西 正男 森林環境部技監 前山 堅二
森林環境総務課長 後藤 雅夫 循環型社会推進課長 佐野 芳彦
大気水質保全課長 石山 利男 環境整備課長 樋口 雅行
廃棄物不法投棄対策室長 横森 公夫 みどり自然課長 相沢 享
森林整備課長 岩下 正孝 林業振興課長 馬場 敏郎 県有林課長 小林 喜和
治山林道課長 渡邊 晴夫

土木部長 小野 忠 土木部次長 下田 五郎 土木部次長 丹澤 博
土木部技監 古屋 良夫 土木部技監 坂本 寛 総括技術審査監 秋山 孝男
技術管理室長 樋川 和芳 用地課長 飯室 博 道路整備課長 上田 仁
道路企画室長 小池 雄二 道路管理課長 小島 康夫 治水課長 中込 正義
砂防課長 河西 邦夫 都市計画課長 手塚 茂昭 下水道課長 山田 佳男
住宅課長 三枝 博 建築指導課長 望月 等

議題 第二百二十四号 山梨県公害紛争処理の手續に要する費用等に関する条例中改正の件
第二百二十五号 山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例及び山梨県営住宅設置及び管理条例中改正の件
第二百二十七号 平成十九年度山梨県一般会計補正予算第一条第二項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第二条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第三条債務負担行為の補正
第二百二十八号 平成十九年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算
第二百三十号 平成十九年度山梨県流域下水道事業特別会計補正予算
第二百三十一号 契約締結の件
第二百三十二号 変更契約締結の件
第二百三十三号 訴えの提起の件

審査の結果 議案については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。

審査の概要 午前10時05分から10時55分まで森林環境部関係、休憩をはさみ午後1時34分から午後3時20分まで土木部関係の審査を行った。

主な質疑等 森林環境部関係

第二百二十四号 山梨県公害紛争処理の手續に要する費用等に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第二百二十七号 平成十九年度山梨県一般会計補正予算第一条第二項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第二条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第三条債務負担行為の補正

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第二百二十八号 平成十九年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

所管事項

(木質バイオマスの活用について)

山下委員 最近、燃料等が非常に高騰しているということもあり、我々の委員会では岩手県に行き、木質バイオマスの仕組みをいろいろ視察してきて、ここまでやるのかというぐらい、県全体として取り組んでいる姿を見させていただきました。たしか、前回土木森林環境委員会に入ったときにも少し質問させていただきましたが、峡南の合同庁舎で、ペレットストーブなどを1台入れて、取り組みを始めたというお話を伺ったことがあったと思いましたが、現状、そのペレットストーブがどうなっているのか教えてください。

馬場林業振興課長 木質バイオマスですが、県内に森林が育ってきており、これをどうにか使えないか。あるいは、今、燃料価格高騰という話がありますので、そういうことから注目を集めています。峡南の件ですが、あれは県の予算で入れたわけではなく、民間の研究会が普及を図れないかということで1台買い、それを展示しました。事務所の移転等があり、現在そのペレットストーブは、増穂の森林総合研究所に移っていますが、そこには、林業普及指導員もおり

ますし、あるいは、一般のお客様も来るということで、そこで見ていただいています。

山下委員

少し悲しい状況ですね。前回の委員会のお話ときにもお話をさせていただいたように、ここにいらっしゃる方のほとんどは、山梨県の県土の8割がいわゆる森林になっていることや、水をはじめとして、いろんな資源を恩恵として授かっていることを承知しています。その中で、我々が委員会で岩手県を見たときに、当然山梨県よりも寒冷地ということもありますし、林業が山梨県よりも進んでいるということもありますが、正直言って、ああいったペレットストーブを民間企業に発注させて、そして独自につくらせて、そして、当然間伐も精力的に実施して、間材が出てくる。それをペレットとして加工し、燃料としています。当然、その灰が出ますが、灰も、当然一般ごみとして出せるようにしておき、完全に循環型としてでき上がっています。岩手県がどういう政策でやっているかわかりませんが、これも1年、2年ではなく、やはり5年ぐらいをかけて、相当県が力を入れて取り組んでいます。こういう問題をほんとうに取り組んでいこうという姿勢がうかがえるわけです。その中で、研究機関で1年でも2年でも、いろいろ研究していくなら話はわかりますが、今お話があったように、結局それ以降、置きっ放しで、何もしてないというなら、あまりにも本県は何をやっているのかということになります。ペレットストーブをつくるという政策がいいかどうかについてはまたこれからよく論議するとして、木材がこれだけ高騰している中で、山梨県が森林の県だということはだれもがわかっていることです。やはりもう少し積極的な政策をとっていくことがこれから必要ではないかと思います。その中で、今、県有林なども、一生懸命公益事業でお金を入れて、間伐をやり始めたと言っていますが、事業で山をきれいにして、間伐材はどうしているのでしょうか。

小林県有林課長

やはり今間伐が大分必要になっています。そういうことで、森林環境総合整備推進事業で平成12年からやっておりますけれども、金額的には約1億2千万円ほどです。あとは実際に保育間伐という格好であれば、やはり搬出経費もかかりますので、林内に残置している現状です。

山下委員

私が思っているのは、あしたすぐにとか、来年というわけではありません。当然山をきれいにするために間伐すれば、必然的に廃材が出てくるわけですから、それをどうするかは難しいところですが、例えばそれをペレットにするわけです。よく「そんなに間伐の材料がないです」とか、「そんなストーブをつくっても、焼くものがないですから」と言う人がいますが、逆に言えば、いかに山に手を入れてないかということです。いいものの木を切れと言っているわけではなく、手を入れれば間伐がどんどん出てくるのが普通です。そういうものを循環型に対応できるようにとは言っても、最初から県の本庁舎や民間へ導入するのは簡単にいかないと思いますから、やはりまず合同庁舎などで使っていて、その中で研究していくとしても、山梨県は全然不思議ではないと思いますから、もう少しその辺を前向きな形で考えていただきたいと思います。我々のように山の恩恵をいただいている県は、木材型というより、今の新しい燃料、新エネルギーの活用について、県独自で少しずつでもいいから、森林を真剣に考えていくところがあってもいいのではないかと思います。これはただ単に林業の人たちを救うといった目先の話ではなく、山梨県の宝だと思ってやっていただきたいという想いがあります。

次に、お金を貸すほうのお話を聞きたいのですが、商工にも、いわゆる高度化資金というものがあり、多分林業にもそういったものがあるかと思いますが、現状どのようなものがあるのか教えてください。

馬場森林振興課長 森林環境部関係で県が企業向けに貸付を行っている制度は、山梨県林業・木材産業改善資金と山梨県木材産業等高度化推進資金の2つがあります。林業・木材産業改善資金については、林業事業者等を対象にして、経営改善のために、最近ではグラップルとか、あるいはプロセッサといった林業生産用の機械を買う資金について、無利子で貸付をしている制度です。

また、木材産業高度化資金については、木材産業などの業者を対象にして、県の認定を受けた合理化計画に基づいて運転資金を低利で貸す制度です。

山下委員 運転資金の制度と、設備の制度の2本立てですね。林業・木材産業改善資金は、無利子で貸してくれる大変すばらしい制度だと聞いていますが、どれくらいの方が利用されているのか教えてください。

馬場林業振興課長 林業・木材産業改善資金については、平成19年11月末で貸付件数が22件、貸付額が約8千万円となっています。

また、木材産業高度化資金については、平成19年11月末現在で、5事業体、貸付額合計が1億2,695万円程度となっており、貸付の状況は、18年度については、改善資金が3件、2,630万円、19年度に入り、2件、1,610万円となっています。

高度化資金については、平成18年度以降、新たな貸付は行っていません。借りかえという意味ではやっていますが、新たな事業者に対する貸付は行っていません。

山下委員 これが多いか少ないかについては人間のとらえ方ですが、パッと聞くと、やはりちょっと少ないという感じもします。別に借りてほしいから、少ないとか多いとかという話を言っているのではなく、逆に言えば、借り手が少ないのかなと思います。さっきの話の裏を返すようですが、それだけ林業者に対して、すそ野が広がっていかない部分があると感じます。当然すそ野が広がれば、借り主だって多いはずです。基本的に無利子ですから。しかも、これは個人で1千5百万円、会社で3千万円、団体、いわゆる組合で5千万円を無利子で借りられます。多分そんなに審査も厳しくないと思います。これは、借りるからいいとか、借りないから悪いという話ではないですが、借り主がある程度活用できるような制度が今こうしてある中で、借りる人が少ないことから、森林の活用不足があらわれているのではないかと思います。先ほどの話に戻るわけではありませんが、そういうところをほんとうにやっていって何かを動かさないと、何か動いていきません。山はずっと動かずに確かにとまっていますが、その中のものが動いていわずに、動いているのは水ばかりだというのは、あまりにも寂し過ぎますから、その辺は大いに努力していただきたいと思います。

(マイバグの推進について)

次に、委員長には、先日、ノーレジ袋のマイバグのキャンペーンで、民間のところに行っていたと思います。私も副委員長ということで、行かせていただきました。ごみ全体に対するレジ袋の比重が大きいということで、ごみの削減化に向けて、できるだけレジ袋をやめ、最終的にはマイバグを持っていただくという話で、これは県を褒めたいぐらい、民間企業を

呼んで、協議会を立ち上げて、今、一生懸命やっていると思います。まず、現状について胸を張って報告してください。

佐野循環型社会推進課長

県のノーレジ袋推進連絡協議会は小売業者の皆さん、消費者、市町村、有識者等に加わっていただいています。現在4回ほど会議が開かれています。その中では、今ご紹介がありました、10月7日のキャンペーンやアンケート調査を実施して、普及啓発活動を一生懸命実施している状況です。あわせて、県外資本業者に対して、例えば今回のキャンペーンや有料化に向けての取り組み、あるいはマイバッグ、マイバスケットの持参率の向上に向けての取り組みにご参加いただけるように呼びかけを行っている状況です。

山下委員

正直言って、1枚5円か10円ぐらいで、事実上、欲しい人は、お金を出して買うという話ですから、民間業者にとっても面倒な話で、商売的には決していい話ではないけれども、やはりごみの削減に向けて一生懸命やってみましょうということで、県が前向きに取り組んで、民間業者の担当者と呼んで、できるだけやっ払いこうという形で、大変一生懸命頑張っ払いいただいているし、感謝しています。民間業者を呼んで、協議会を立ち上げて、目標数値をつくって、前に進んでいくところまでは、ある程度行政もできます。しかし、ここからが一番大変なことです。なぜかといえば、相手が一般の消費者です。今、協議会に来ている人たちは意識の高い人ですから、そういうことをやりましょうという人です。もっと言えば、仕事だと思っ払い組んでいます。しかし、スーパーなどに買い物に来る人は消費者です。だから、そういう人たちに、今度は、自分で買い物に行くときにはバッグを持っ払いって、レジを済ませたところで、「袋は要りません。これに入れてください」と言っ払い、それを持っ払い車まで行かなければならないということで、正直手間がかかります。もっと言うと、どこの家庭でもみんなそうですが、レジ袋はごみ箱の中に入れてたりして結構使えます。そのまま縛っ払い出せばいいだけの話ですから。ですから、主婦の中では利便性もあります。それをやめさせようということになるわけですから、なかなか大変なことです。実際、計画はある程度つくれるかもしれませんが、ここから先に向かっ払いいく話は大変難しいのだと思います。

これは私のアイデアみたいなものですが、やはりある程度、主婦や若い人たちに受け入れられなければなりません。あまり格好悪いものではみんな持ちませんから、非常に難しい話ですが、その辺がこれから民間との応用の話になってきます。単純に言えば、ここにユニクロさんなどの広告があります。こういうところと手を組んで、マイバッグのデザインをつくっ払い、広告などに親子で載っ払い、社会現象とまではいかなければ、流れを作ること一つだと思っ払いいます。飲酒運転もそうだと思っ払いいますが、最近、これだけ飲酒運転のことを言われれば、みんな酒を飲んで運転しようというのが恥ずかしいぐらいの状況になります。確かに罰金制度が高いことや、会社を首になってしまうという理由もあるかもしれませんが、だんだんそういう社会現象に陥っ払いいきます。酒を飲んだら車を運転しないのが当たり前で、かえっ払いそんなことをやっ払いたら恥ずかしい事です。だから、私はぜひとも、民間業者と手を組んで、親子マイバッグとっ払い、少し変わったデザインのものをつくっ払いてもらっ払いるか、ここから先は商売も入り、物売る話になりますから、県の間人があまり出っ払いいく話ではないですが、買い物に行くときにはかばんを持っ払い行っ払いてくださいということをしてできるだけ民間にアプローチしっ払いいく

ことを、これから県がやっていって、民間の人たちに率先して動いてもらわないと、マイバッグなどといって、買い物かごを持って、なかなか買い物には行かないです。ただ、それが1つのファッションといったものになっていくと、買い物に行くときには必ずかばんを持つということになっていくと思います。これらをいよいよ行動に移していくわけですから、よく考える必要があります。そうしないと、そんなにノーレジ袋は簡単な話ではないと思っていますので、ご意見を伺います。

佐野循環型社会推進課長

10月7日のキャンペーンの日には、店頭でアンケートに協力していただいた方にはマイバッグを1千5百ほど用意して、配布させていただきました。協議会で作成したものと県が作成したものの、また、事業者から提供いただいたものの3種類を配布させていただきましたが、県が作成したものはあまり評判がよくなくて、一番評判がよかったのは、事業者から提供を受けたものでした。事業者といいましても、スーパーと自動車販売会社がタイアップしてつくった、コンパクトな、折り畳めるバッグでしたが、その評判が非常に良かったということもありました。

また、10月のマイバッグキャンペーンに合わせて、情報プラザや各合同庁舎で、海外のものなども含めて、さまざまなマイバッグを展示させていただいています。こうした取り組みを進めるとともに、きょうの新聞にも出ていましたが、企業の経営戦略の一部ということで、マイバッグの作成等も進んでいますので、今おっしゃられたとおり、例えばメディアと企業とのコラボレーションとか、あるいは、設立何周年といった記念に、社会貢献の中で作成していただくというものが促進されるように、協議会のほうで十分ご協議いただいた上で、支援するような工夫もしていきたいと考えています。

それからもう一つは、キャンペーンですが、ゼロのつく日をノーレジ袋の日として、1月から協議会で始めようということになっています。毎月10日、20日、30日となります。と申しますのは、やはりマイバッグ、マイバスケットを持ってきますと、消費者の心理として、お金を払わないで出たのではないかという心理も少なからずあります。また、店側でも、店員さんが確認するわけにもいかないという心理もありますので、ノーレジ袋の日に、そういうことを呼びかけるような形で、取り組みが進むように、啓発活動を行っていきたいと考えています。

(松くい虫の被害対策について)

望月委員

県内の松くい虫の状況をお聞きしますが、ことしの夏は猛暑で、非常に温暖化現象が進んでいるという中で、私たちもこの間、土木森林環境委員会で東北へ研修に行ったときに、東北の寒い地方にも松くい虫の被害が出ているということでした。先日の話で、富士山の5合目、6合目あたりも発生しているということで、松の山林の中で松くい虫の状況も出てきて、また、庭園等のすばらしい松も、松くい虫にやられてしまうという状況がありますが、今、県として、松くい虫の状況、被害状況をどのような形で把握しているのでしょうか。また、被害が出た場合、県に対する報告、各出先の林務関係の中でもそうですが、そういう取り組みをどういう形で受けているのでしょうか。それから、松くい虫の被害対策として、薬剤の注入、散布等もありますが、何かまたほかの対策があるのかお聞きします。温暖化の中で、これから南アルプス、北アルプスのほうにも、相当な松くい虫の状況が出てくるという予測も聞いていますので、現状をお聞きします。

岩下森林整備課長 本県の松くい虫の被害の状況ですが、昨年度は、約1万1千立方メートルほどの被害が出ています。ここ数年は、1万1千から1万2千立方メートルぐらいで、横ばいの状況だと認識しています。

それから、今の松くい虫の被害に関して、各林務環境事務所等の状況把握については、住民等の情報もいただきながら、林務環境事務所では、年に2回ほど調査することにしており、最終的な状況や数量等を確認していませんが、先ほど言いましたように、横ばい状況ではないかと感じています。

それから、被害が標高の高いところに移っているのではないかとということですが、今、確かに標高8百メートルを超えるような、いわゆる高標高の地域、具体的には八ヶ岳の南麓や富士山のふもとなどで被害が出ています。今、一番標高の高いところでは、富士山の吉田口登山道の途中に中の茶屋というところがありますが、標高が1千百メートルぐらいの地点で、集団的に発生している状況ではありませんが、被害が出ており、これらについては、直ちに薬剤処理等を行っています。

望月委員 県内の状況を聞きましたが、松くい虫の被害に対しての、民間への県としての支援、補助金や、薬剤に対しての補助や指導などを実施していますか。

岩下森林整備課長 県有林については、もちろん全額、国費と県費ですが、私有林の被害については、基本的には、市町村が主体で対策を進めています。

望月委員 松くい虫の状況は、これから年々増えていくと思いますが、こうした中で、県としては、事前の対策として、調査の回数を増やすとか、また、民間からの報告の機会をつくるといった対策は何か考えていますか。

岩下森林整備課長 県だけでは、情報収集もなかなか100%というわけにはいかないこともあり、現在、塩山市の塩ノ山の例のように、「守る会」のような団体も立ち上がっています。また、山梨の万力林についても、同じような団体が、情報収集や薬剤散布などを行っています。さらに、富士北麓森林組合等においても、役員、職員が管内の松くい虫の状況をつぶさに調査したり、情報収集しており、そういう民間レベルでの対応とあわせて、また市町村等とも一緒に情報収集、対策に当たっていきたいと考えています。

望月委員 私が地元の森林組合や市町村に、県からの問い合わせや相談、また、問題があったときの連絡体制などがありますかと聞きましたら、まだそこまで細かい指導なども受けてないと言っていました。これから地元市町村や森林組合、特に森林組合は、私有林の窓口になりますから、体制を強化していただいて、松くい虫に対する事前の対策をお願いします。

(境川の最終処分場候補地について)

土橋委員 境川処分場の話が最近メディアでいろいろ言われていますが、予定地の交渉の進捗状況について伺います。

樋口環境整備課長 11月22日の第3回の峡東地区最終処分場整備検討委員会で、最終処分場の整備を行うことに支障がないという概況調査結果及び専門家の意見を踏まえ、境川町上寺尾区の応募地を最終処分場の建設候補地とすることに決定しました。11月30日には、整備検討委員会の会長である荻野笛吹市長

が知事に上寺尾区の応募地を最終処分場の建設候補地として決定したとの報告をしました。今後、検討委員会の検討結果や、産業界等のご意見を踏まえて、早期に建設地を決定していくこととしています。

土橋委員 地域住民へのコンセンサスのとり方は、どのように考えていますか。

樋口環境整備課長 最終処分場の整備ということで、住民の皆様方には、不安視する方もいるようですが、処分場の整備に当たっては、こうした不安を払拭するために、どこへつくっても、安全で安心な施設にしていくことが重要だと考えています。今後、処分場の建設を決定した場合には、現在工事を進めている明野処分場と同様に、国の基準を上回るような多重遮水構造とし、処理水については、下水道放流するなど、下流域の人々も、これなら安心だという施設を整備していきたいと思えます。

今後も住民の理解を深める努力を続ける中で、安心して安全な処分場の整備に取り組んでいく考えであり、説明会等についても、関係市町村と連携して、開催していく考えです。

土橋委員 私は、整備検討委員会が決定を出す以前の問題として、住民への説明などがあまりにも遅過ぎたのではないかと感じています。もともと陳情があった笛吹市側は、つくって欲しいという陳情ですからそんなに説明は要らないかもしれませんが、すぐ隣、下流域の一番近くの中道地区にしてみれば、何か境川にできるらしいけど、どこにできるかわからないというぐらい、何の説明もないというのが、当時の住民の意見だったと思えます。今回発表になった時点で、そんなところは困るという動きが、思い切り出ていると思えます。先ほども言ったように、地区の住民というより、すぐ直面している近隣の、しかも下流域の住民に対しての説明が全く遅かったのではないのでしょうか。前にも私は委員会で言ったことがありますが、かなり火種が強くなっているので、私が今懸念するのは、明野の二の舞になってしまうことです。明野も多くの日数と多くの人々やメディアを騒がせて、長い期間をかけて、やっと今にこぎ着けているわけで、確かに私も、先月この委員会で現地を見せてもらい、すばらしい設備だということは十分わかっています。しかし、現に中道の該当地区では何枚かの新聞折り込みで、これでは困るという動きが出ていることは間違いのないわけですから、地域住民にそこまでのことをきちんと説明して、間違いなく不安を払拭していただいて、明野の二の舞にならないようにしていったいただきたいと思えます。真剣に取り組んでいただきたいと思えます。

今村森林環境部長 寺尾の地区から応募がありました境川については、段取りとして、地元への説明をかなり実施してきました。先生がおっしゃった下曽根地区についても、甲府の市長さんから整備検討委員会において、説明をきちんとやるべきだというお話がありました。私どもとしては、住民の理解を得ることは非常に重要ですから、説明会を催しました。そういう中で、具体的に処分場とはどういうものかというところから始めて、例えばペントナイトというものを処分場に敷いていきますが、ペントナイトの現物を出して、性能について、水がこういう形で通りませんということまで含めて、基本的なところから丁寧に説明させていただいています。また今回決定された中で、今後はボーリング調査など、きちんとした地質調査等も行われますが、その状況については、地元の皆さんに逐一説明していき、明野の二の舞というお話もありまし

たが、そのようなことがないように対応していくつもりです。

また、甲府と峡東3市のごみの中間処理施設、またリサイクル施設等もできるわけですが、一体となる施設ですから、そちらも含めて対応をきちんとしていきたいと考えています。

土橋委員 寺尾地区への説明があったということですが、寺尾地区は要請を出した地域だということを頭に入れておいてください。また、その隣接する下流域に対しての説明をしっかりとさせていただきたいと思います。

主な質疑等 土木部関係

第二百二十五号 山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例及び山梨県営住宅設置及び管理条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第二百二十七号 平成十九年度山梨県一般会計補正予算第一条第二項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第二条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第三条債務負担行為の補正

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第三百十号 平成十九年度山梨県流域下水道事業特別会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第三百十一号 契約締結の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第三百十二号 変更契約締結の件

質疑 なし
 討論 なし
 採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第百三十三号 訴えの提起の件

質疑 なし
 討論 なし
 採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

所管事項

(県営住宅における外国人居住者への対応について)

土橋委員 きょうの議題の中に、県営住宅に対する暴力団の入居が出ていましたが、私が、ある大きな団地の公民館へ集会に行ったときに聞かされたのが、今や、外国人が多過ぎて、自治会の活動自体が、かなりとまっているとのことでした。入居させるときに、事前の説明がなかったのかわかりませんが、自治会費も払ってくれず、ごみを捨ててはいけない日でも勝手に捨てたり、治安という意味でも、異文化で育った人たちがどんどん入ってきてしまうから、昔から仲よくやってきた地域なのに、もう住んでいたくないぐらいの気持ちで住んでいますということを、30人ぐらいの集まりの現場で言われました。私も初めて言われたものですから、返事に困ってしまいましたが、外国人をどうやって入居させているのかということと、失礼な話になるかもしれませんが、外国の人たちが、ほんとうに県と契約している人たちなのか、ビザの確認などを定期的にしなければ、次から次へと違う人たちが移り住んできてしまわないか懸念しています。大勢の人たちが県営住宅に申し込みをして、まだ待っている状態が続いているのに、なぜそんなに外国人ばかりが入れるのか、法律か何かの定めで守って入れなければいけないのかという話を聞いてきましたので、教えてください。

三枝住宅課長 外国人については、永住許可を受けた者、また、日本人とほとんど変わりませんが、現に同居し、また同居しようとする親族があること、また、政令で定める収入基準を満たしていれば入居できます。

土橋委員 正規でなければ、むやみに引っ越してくるわけにいかないでしょうから、決まりはあるとは思いますが、その人たちが、例えば自治会費を払わず、自治会費を払わないから集会にも出てこなくて、自治会で定めたことが守られないから、ごみを勝手に捨てるといった状況が出ています。自治会費を払うことによって、子供がいれば、育成会などのいろんな活動をしていかなければなりません、そういうことについても、子供たちは勝手に来りけれども、親は全く協力態勢がないということで、自治会の機能を十分果たしていないと言われましたが、それについてはどうお考えですか。

三枝住宅課長 文化の違いなどで、日本人の入居者との間で様々なあつれきが生じている

ことは確かで、最近では、ブラジル、中国、ペルー、韓国、フィリピンといったいろいろな国の方が入っています。日本人の方々も入居希望者が多いわけですが、入居基準を満たしていれば同じように扱っており、順番が来て要件を満たせば入れることとなります。それぞれの文化の違いが特に問題であり、自治会活動やごみ捨て、また、団地の自治会活動の中で、雑草とりなどのときも出てこないということがありますので、いつも、外国語がわかる人を介して、指導はしていますが、ことしに入り、4カ国語で、入居のルールを守り、日本の社会で一緒に生きていくためにはこういうことをしてくださいということで、ごみのルールをはじめ、もろもろの決め事に関する英語とポルトガル語、スペイン語、中国語のしおりをつくり、全世帯に配って、理解を深めています。それ以外に、いろいろトラブルがあった場合にも、国際課などの協力を得て、当該外国語での対応ができる人と一緒にいろいろな事案の解決に当たっています。

土橋委員 例え、ごみは同じように捨てるのに掃除当番の日があっても出てこないといったクレームをどこに持ち込めばいいのかという話も出ていました。そういうクレームなどを受け付けるシステムは全くないのですか。

三枝住宅課長 県営住宅の管理については、県の住宅供給公社で管理代行してもらっていますので、住宅供給公社、ないしは住宅課になります。我々のところにもいろいろな苦情が来たりしますが、その都度対応しています。直接的には住宅供給公社で管理していますので、第一の窓口としては住宅供給公社へ相談していただければと思っています。

土橋委員 住民にしてみれば、話そうと努力しても時にはわからないような顔をされてしまったり、異文化の中で育ったところを強調されたりするそうです。そうすると、さっきの暴力団の話ではないですが、結構高齢者の人なんかがいっぱいいると、この人たちは何をするかわからないといった、要するに怖いという話もしていました。外国人たちということで、言葉も、何か言えば、わからないような顔をするし、怒ったような顔をするなど、日本人と違って非常にやりづらいという話ですので、その辺の対策もしっかり考えておいてもらわないとならないと思います。

(県営住宅入居時の保証人について)

望月委員 南部町にも県営住宅が3カ所ほどあります。その県営住宅に入居する際に、市町村に窓口を頼んでいるところもあるかもしれませんが、保証人を必ずつけますね。家賃の滞納や、今のいろいろな社会情勢的な問題に対して、保証人を付けることで入居者に責任感を持たせているようですが、その保証人自身がいなくなってしまうと全くわからないという状況も出ていますから、それらの管理を県でどのようにしているのでしょうか。入居の際の1つの条件である保証人をしっかりと確認して入居させているのか教えてください。

三枝住宅課長 保証については、入居者と同等以上の収入があれば、連帯保証人となれることになっています。

望月委員 保証人は、もちろん入居者と同等の所得があるということですが、その地域にある程度在住しているといった条件が保証できるのが保証人だと思います。今、特に外国人の話も出ましたけれども、企業に勤めていて、企業の

社宅がなくて、企業保証で入れるとか、夫婦であればいいとか、世帯持ちであればいいといった感じで、入ってしまう状況も少し見られている現状もあります。そういった場合、例えば滞納について、特に企業の場合は企業を通じて給料を押さえることもできると思いますが、保証人というのは、ただ同等の所得があればいいだけではなく、地元にある程度何年か住んで、地元で社会的にも地位があるとか、町民とか住民からも信頼ができる人などを保証人として立てないと、ただ同等の所得があれば保証人にするというだけでは、さっき言った問題などの対処もできないし、地域に対しても、社会的な不安もあります。特に、新しいときには入居者もしっかりした人が入りましたが、最近の入居者の入れかえが激しくなる状況の中で、そういった様子も見られていることについてお聞きしたいのです。

三枝住宅課長 あくまでも保証人は、県内に住所がある方で、市町村の収入の証明も必要となるなど、法的な要件がありますから、それによって判断しています。

(昭和町常永地区の土地区画整理事業について)

鷹野委員 昭和町の区画の関係について、合意形成ということで決まって、いよいよ再始動し出したわけですが、現状、県と町、またそれを受けて国へ、様々な手続があるかと思いますが、それらのスケジュール等を説明してください。

手塚都市計画課長 主なものとして、1つは、県と町それぞれの都市計画決定がありますが、現在、町との協議を、頻繁に週1回程度しています。これについては、今までに国との事前協議等も終わっていますが、都市計画審議会の議を経ないと先に手続が進みませんので、1月16日に開催を予定しています。これが終わりますと、国に同意の協議ということで、正式に同意協議をいただく手続に入ることになります。用途地域といったものについては、町の都市計画決定になりますが、これについては、町も1月17日に都市計画審議会を開催すると聞いています。開催後は答申を受けて、それから、知事の同意の申請があるものと思われま

す。次に、組合の設立認可の関係ですが、土地区画整理事業と区域区分の都市計画決定が終わらないと組合の設立認可を出せない形になりますので、その後になります。今後、事業を始めるに当たり、組合が土地区画整理事業の事業認可を知事に求めることになり、これから年度末にかけてあまり日数はありませんが、おおむね3月中旬を目途に、事業認可まで進みたいということで、今、町と詰めています。区画整理事業の内容や、現在の準備会が今度は正式に組合になりますので、それまでの円滑な移行ができるように町と協議しています。

鷹野委員 おおむねのスケジュールを聞きましたが、これまで大分延びてきました。地権者や住民も大きな期待をしていますし、また、延びたことによって大きな弊害も出ていますから、ぜひ、1日でも早く進められるように、県と町がタイアップしていただきたいと思います。

手塚都市計画課長 中には、法定の手続がありますので、ある程度の期間は当然必要な部分もありますが、私どもも、これがまたボタンのかけ違いで延びてはいけないということで、詰められるところは詰め、できるだけ早く手続を行うということで進めています。

鷹野委員 今、土木部所管の部分についてはお話しいただきましたが、国交省へ提出する予定の土地利用の基本方針は、知事政策室ですね。そちらもまた、お願いしたいと思います。

手塚都市計画課長 今、委員が言われたように、国土計画の土地利用基本計画の手続を経ないと都市計画決定ができないシステムになっており、これについては、知事政策室で国交省と手続きを進めます。これから年度末で全国的に非常に件数が多いこと、また、各省庁にまたがる案件ですので、一括に書類を合議するというので、今、知事政策室の事務担当が国に行って、具体的な日にちも詰めてきている状況です。

鷹野委員 土木部が一生懸命やっていた中で、国への今の話も含めて時間がかかってしまうと、せっかく一生懸命やっても、またそこで時間が先に延びてしまうこともありますので、ぜひ横のつながりをお願いしたいと思います。

小野土木部長 常永の区画整理事業については、知事が前へ進めると言及したことで、全庁を挙げて協力していく体制をとっていますので、ぜひご理解いただきたいと思います。ただ、国の機関の審査時間や法的な期間は、どうしても縮められませんので、その辺もご承知いただきたいと思います。

(公共事業の今後の見通しについて)

山下委員 ここのところ、公共事業は削減の一途をたどっています。簡単に言えば、前年対比で公共事業は5%の削減、県単独公共事業も12%です。今度の新しい行革大綱で出されたのが、公共事業削減4%。単独公共事業が8%となっています。財政が厳しいのは、だれもがわかっていることですし、公共事業を減らしていきましょうという話も、単純なわかりやすい話ですが、一体いつまでやるのでしょうか。これは皆さん方にお話ししても、土木部では予算は少しでも欲しいという思いでしょうから、特に皆様方の努力が足りないということではなく、実際財政の部分で、確かに枠組みが決まっていますから、1年間これでやると言われてしまえば、その中で皆さんはやっていかなければならないのはしょうがないことかもしれません。しかし、いつまでこれを続けていくのか、そういうことを土木部で、財政ときっちり話をしていかなければ、皆さんは発注する側ですが、実際受注する側はどうなっていくのでしょうか。実際今の県内の建設業協会、業者も含めて、非常に厳しい時代になってきています。きょうの請願もそうです。今までなかなか通りにくくなったものを、今度は逆に経営者ではなく、ほんとうに働いている人たちに目を当てていこうという話になっている中で、ただ単に公共事業を減らすということが、公共事業は必然悪みたいな話ではなく、ほんとうに県民の生活に直結しているということも、もう少し財政も認識しながらやっていかなければいけないと思います。私は別に公共事業を増やせと言っているわけではありません。みんな必要な道路だと思っていますが、かといって、全部今までどおりやっていくのもなかなか財政には難しい話ですから、それは十分わかっています。しかし、いつまで続いていくのかという先が見えなければ、今、会社を持っていらっしゃる方も、やはり会社経営ですから、基本的に10年、20年、5年といったスパンで自分の会社経営を見ていかなければならない部分があるわけです。では、一体いつまでやるのかをある程度、皆さん方に見せていかなければなりません。小泉改革の郵政民営化の中でよく言

われたことで、民営化になったときに、どうなるのかをよく示せと、国会では議論になりました。やはり県としても、ここまでやって、この後こうなっていくというものを見せなかったら、夢も希望も何にもないし、先行き、我々がどうしていくのか、建設業の人たちは、ほんとうにわかりません。このまま5%をひたすら50年間続けていくのでしょうか。経済の状況もありますから、予測などはなかなか難しいかと思いますが、そういうものを財政としっかり論議していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

小野土木部長

今回の本会議で社会資本整備について、非常に多くの質問をいただきました。私が考えるに、社会資本の整備に対して、また、先行きに対して、県民の間に多少不安感があり、継続してほしいという気持ちがあり、そのあらわれではないかと考えます。今回の行財政改革大綱ですが、今、県民の意見をお聞きしている最中です。それが終われば、きちんとお示しすることになると思いますが、今までの行財政プログラムと大きく違うところが3点あると承知しています。

まず1点は、事業費のシーリングが、公共事業費マイナス5%、県単独公共事業費マイナス12%を4%、8%にスローダウンしたことです。

第2点は、策定の算定が、平成22年までで計算しており、23年度以降は、22年度の水準を維持したまま将来を推計し、はっきりそれを大綱の中で示していることです。

3点目が、事業費を4%、8%と言いながら、実質の削減の主眼を県債等に置いており、公共事業費等の削減額は3年間で200億という数字を示しています。今回、補正予算を審議いただきましたが、県債に直結する県負担額はそのままにして、国の有利な資金を導入すれば、事業費をマイナス4%、マイナス8%より多くすることができることとなるため、これからは、私ども土木部が頑張っていかなければならないと考えています。

今回、地域自立・活性化交付金を全国で最も多くいただきました。5年間で160億円、それから、国交付金が70億円で、これは5年間続き、今まで県単独で出していたものを国の交付金で賄えるという意味で、さっきの200億のうち、70億近くは、とりあえずクリアしました。来年度以降も、そういう努力を通じて、県民の期待にこたえられるように頑張っていきたいと考えています。

(都市計画マスタープランについて)

鷹野委員

やまなし都市づくりの基本方針が19年5月につくられました。これは基本的には、都市計画マスタープランの基本構想、また都市計画の区域のマスタープランにつながっていく、今回の法改正を踏まえてつくられたという理解ですが、これが平成22年までということで現行のプランが来ていますが、これとの関連と、またあわせて、平成22年に切れる都市計画区域マスタープランについても、今回たまたま各市町村と都市計画上のそれぞれの市町村が都市計画マスタープランをつくっていますが、市町村合併もあり、また、それぞれが地域をつくりたいという思いで策定したものが、ゆがめられないためにも、各市町村とコンセンサスをとる中で進めることが必要だと思っていますが、それも踏まえて、スケジュールをお願いします。

手塚都市計画課長

やまなし都市づくりの基本方針を5月に策定、公表しましたが、この位置づけは、現行マスタープランの目標年次が平成22年であるため、次期のマスタープランは、22年に策定しなければなりません。また、市町村合併に

より、数年の間に、64市町村が28と、半分以下になりました。この中には、1つの市の中に2つの都市計画区域があるという混乱した状況の市も幾つかあります。また、昨年5月の都市計画法も含めたまちづくり三法の改正の趣旨、いわゆる拡散型から集約型とか、大規模集客施設の立地の規制誘導といったものを踏まえ、昨年から、学識経験者8名による都市づくり研究会を立ち上げ、その中で議論して、先ほど申しました基本方針が策定されたわけですが、今年も引き続き検討しています。都市計画区域をまず再編するにはどうしていけばいいかという議論も今進めています。それに伴って、マスタープランもつくっていかうということで、来年の半ばくらいまでには素案をまず作り、素案をもとに、今度はマスタープランに向けて、各層の代表や住民も含めた委員会の中で議論していただきます。この委員会で素案を検討する中では、市、町は当然のことながら、多くの住民にも周知する必要がありますので、前回同様、説明会を開催していきたいと考えており、平成21年までには、正式な公聴会も含めて、マスタープランを策定していきたいと思えます。目標年度の平成22年には、区域の再編も含めてマスタープランを決定し、法定の都市計画決定の手続にしたいというスケジュールで考えています。

(若彦路の整備について)

武川委員

きのう、白壁議員の質問の中で、若彦路にかかわる質問がありました。トンネルから精進湖線へ抜ける道の一層の整備についてお願いしたところ、答弁の中で、待避所程度のもののお話があって、総じて否定的な話でした。あのトンネルも莫大な費用でつくっていますが、皆さん方がよく言う費用対効果を考えると、つくったものがより機能していくことが大事です。もちろんトンネルからずっと石和へ抜ける道として、それはそれで結構なことですが、知事も、特に道路のことについては、大変意を用いており、インターからインターという考え方も強く持っています。そういうことからすると、やはり中央道、河口湖インター、東富士五湖道路、富士吉田インターから大石を経由して、中央道の甲府南インターへ抜けてくるのは、非常に重要なルートになってきますし、知事の思いも合致するのではないかと思います。きのうはあまり前向きでないお話でしたが、大石からトンネルを抜けて、甲府精進湖線へつながる部分については、ともかく前向きに検討を進めていただきたいと思えます。きのうも観光の視点からも、あるいは、富士山の火山災害を含めて、防災の観点からも、いろいろ議論がありましたが、精進湖線へつながるように、待避所程度の発想ではなく、ぜひ前向きに検討していただきたい。そのことがトンネルに莫大な費用をかけて、費用対効果で生きてくると思えますので、よろしく願います。

小野土木部長

きのうの質問は、若彦トンネルの開通に向けてどのように整備をお考えかという質問でしたので、若彦トンネルの開通までにすべきお答えをさせていただきました。当然開通後は、交通量も次第に増えてきて、将来的に完全2車線道路が求められていくことは、私どもも承知しています。ただ、あの地域、あの路線は、御坂山塊に挟まれた芦川沿いに走っている道路で、その整備はなかなか時間がかかるだろうと考えています。開通までには、今やっております2カ所の拡幅箇所から残ったところは、待避所を設置することで賄い、その後については、交通量がどれだけ伸びてくるかといった状況を見きわめて、機敏に対応していきたいと考えています。

武川委員 　　いずれにしても、教育委員会の新構想の問題も出ていましたが、1回、長期ビジョンを決めると、ずっといつまでもそれでいかなければならないという時代ではなく、社会情勢もいろいろ変わってきますから、その社会情勢にベストに、ベターにマッチしていくように、いろいろとやっていくことが重要だと思しますので、きょうのところは、ともかくトンネルから精進湖線へつながるような道がよりよく整備されていくことを願っていますので、今後ともぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

(市町村からの要望について)

鷹野委員 　　各市町村から平成20年度の要望が取りまとめられているようですので、そのことでお聞きしますが、中央市の作興橋は、今、かけかえているようですが、その現状報告をお願いします。

上田道路整備課長 　　作興橋については、前後の交通の線形が悪く、また、昭和35年に建設されてから50年近くたっており、橋そのものが耐えられないことから整備させていただいており、今年度中には完了する予定になっています。

鷹野委員 　　あそこはせっかく大きくいい橋になるわけであり、右左口から140号まで、細い道でうねった中を大型車両が通行するというところで、地域からは新設道路という要望が上がっているようですが、現状認識はいかがでしょうか。

上田道路整備課長 　　作興橋から浅利の豊積橋の南側の交差点の間の約600メートル程度の区間のことだと思います。幅員はセンターラインがなくて6メートルぐらいと承知していますが、整備すれば、当然いいとは思いますが、現状として、すぐに整備する必要があるかどうかについては、不要ではないかというのが私の認識です。

鷹野委員 　　歩道がない中で、あそこはちょうど下りになっていて、きのうの一般質問でありましたように、通学路でもあったり、非常に大型車のすれ違いがあったりするというところで、要望が上がっていると思ひますので、それにあわせて、作興橋からの新たなルートもまた調査研究していただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

上田道路整備課長 　　先ほど認識をとということだったものですから、認識を申させていただきますが、いわゆる金川曾根の広域農道が山間部を走っていますが、そこと笛吹沿いの140号を連絡する道路としてシルクラインという道路が最近できており、そこについてもまだ交通的には容量があると思ひています。ただ、今後、豊積橋の先の万年橋が平成20年に供用開始されます。また、新山梨環状道路南部区間も供用されてくれば、また交通の体系が変わってくることもあると思ひます。ついては、現状の認識として先ほど申しましたが、今後、交通量等を見ながら対応していきたいと思ひています。

鷹野委員 　　次に、鎌田川について、最近宅地化も進みまして、非常に大雨も降る中で、現状は、矢板で覆われている箇所があり、それについても、町から要望が上がっていると思ひます。一級河川の鎌田川ですので、現状をどのように把握していますか。

中込治水課長 　　鎌田川については、現在、笛吹川の合流点から甲府市の中央自動車道まで

順次拡幅を進めている状況です。基本的にはまず下流からという原則に基づいて、その改修区間を最優先で進めていきたいと考えています。先ほど先生がおっしゃいました箇所については、昭和バイパスから上流のことだと思われませんが、それよりまだ下流の甲府市川大門線から上流についても一部改修してあったり、また、これは竜王町に入ってしまうかもしれませんが、上鎌田川橋から上流も一部改修してあります。ここについては、非常に川幅が狭く、蛇行が非常に激しかったため、そこを下流見合いといいますか、下流が大体5分の1、5年に1回ぐらいの洪水を対象としていますので、それに合わせるような状況で、特に厳しく蛇行したり、川幅の狭いところは、改修した経過があります。

今、矢板等で対応してあるところは、一応下流見合いで、5分の1程度の流下能力は確保していますので、万一崩れたとか、何かあった場合には、対応を必要に応じてやっていきたいと考えています。つきましては、地元の協力をいただきながら、連絡を建設事務所とも密にして、維持管理に問題がない形をとっていきたいと考えています。

鷹野委員

ちょうど1年ぐらい前に、矢板が壊れて、護岸が浸食して、緊急に対応していただいた経過もあります。ぜひその辺も踏まえて、一部損壊している部分があるとも聞いていますので、現状を把握していただいて、またあわせて、河川の親水的な部分も含めた護岸の整備をぜひ今後とも継続していただきたいと思いますので、その辺も含めてお聞きします。

中込治水課長

支障がありましたら、地元の方や役場からご連絡いただければ、現地を確認した上で、早急に対応していきます。

また、今後の将来的な話だと思われませんが、川というものは基本的に下流から整備していかないと、いくら上を整備しても、かえっていたずらをしてしまうということがあります。特に鎌田川については、今後、JR身延線の横過など、いろいろ問題もありますので、ぜひご理解とご協力をお願いします。

(土木部職員の不祥事について)

武川委員

きょうの冒頭で、部長さんから職員の不祥事にかかわることで陳謝があったわけですが、99.99%の職員はみんな頑張っておられるわけで、言いようのない認識不足というか、ともかく1人、2人のために99.99%のまじめな職員が萎縮しては困るので、ぜひ頑張っていたきたいと思います。ただ、これまでも思いましたが、工事事務所などの現場を持っている出先は何か一体感がないような気がします。きのうも本会議の質問の中で、ISOにかかわる部分で関連質問させていただいて、ISOというのは第一義的にはもちろん循環型社会、資源を守っていき、結果として、金額はともかく財政再建にも結びつき、そして、もっと言えば、その延長線上で、ISOの事業を推進していくことによって、結果として、職員の心が1つになるということが重要で、それが財政再建でも全く同じですという延長線のお話もさせていただいたわけですが、これまでもそうですが、特に現場を持っている出先は、何か一体感がありません。ふだん綱紀粛正など、いろいろと指導もしているでしょうけれども、時にこういうことがあるのです。何を言いたいかというと、ISOもあり、財政再建もありますが、ともかく土木においても、出先の職員が本課の皆さんと同じ認識に立って仕事をしていただけるように、もっと一体感を持っていただけるように指導していただきたいと思

います。普通の出先でも一体感のない出先もありますが、現場を抱えている出先には特にあります。治外法権みたいな感覚の職員も時にはいるように見受けられます。ぜひ出先の皆さんにも、皆さんと同じような、いろんな意味で、いろんな部分で、共通認識を持っていただけるように、ぜひなお一層ご指導いただきたいと思います。

小野土木部長 おっしゃるとおり、同じ10人で仕事するにしても、10人心を合わせれば、12人、13人の仕事ができると思いますし、また、心がばらばらであれば、5人、6人の仕事しかできないと私も思います。このところ、いろいろな事件もある中で、若干萎縮している面もあるかもしれませんが、ただいまのご忠告をしっかりと肝に銘じまして、今後の人事異動を含め、そういう面で生かせるように努めていきたいと考えています。

武川委員 私が言ったのは、とにかく出先です。本課と関係ないという連中がたくさんいるわけです。治外法権みたいに思っている連中がいるわけです。その部分についてお尋ねしました。

小野土木部長 その面にも十分に留意して、人事異動と申し上げましたが、ずっと長く出先にいると、だんだんそういう気持ちになるかもしれませんので、その辺も含めて十分検討していきたいと思います。

(道路整備の進捗について)

望月委員 県道市川三郷身延線は、おそらく中部横断道の身延八木沢インターからのアクセス道路として改良工事をしていただいております、また、富山橋を含む国道300号のトンネル工事の関係もありますが、これらの工事の全体の進捗状況を教えてください。

また、今度、橋を渡って西側へ行き、国道52号とのアクセス道路の現状はどうなっているのかお聞きします。

上田道路整備課長 長い間、ちょうど富山橋と波高島トンネルの間へ接続する道路ということで、当然中部横断自動車道に絡んで整備を進めてきており、さらに、中部横断自動車道の工事用道路としても使っていただくということがあるため、早め早めに手を打っていました。地元の調整も難航していましたが、やっと解決して、ここに来て、工事発注できるため、この工事は、20年度のできるだけ早い時期、秋ごろには何とかつなげて、利用していただくようにしたいと思っています。

また、国道52号へのアクセスですが、富山橋のところから、さらにアクセス道路が大分取付道路として伸びて、ほぼ交差点の近くまでいっています。ただ、その先については、今のところ、交通容量が足りないということはないと思っていますので、当面、具体的な事業計画は持ち合わせていません。

望月委員 国道52号のアクセスは、現状の道路を使っていくという理解でいいですね。

上田道路整備課長 そのとおりです。

その他 ・土木関係の審査に先立ち、土木部長から土木部職員の不祥事に対する陳

謝があった。

- ・委員長報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
- ・閉会中もなお継続して調査を要する事件は、別紙のとおり決定された。
- ・閉会中の継続審査案件に関する調査を1月下旬に実施することとし、日時及び場所の決定は委員長に委任された。
- ・11月7日に実施された県内調査に関する報告について、委員長から議長あて提出した旨、各委員に報告した。

以 上

土木森林環境委員長 保 延 実